

【観光振興事業】 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村（以下「指定市区町村」という。）に係る観光地（以下「特定観光地」という。）において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業に要する経費の一部を補助するものです。

○申請方法

1. 旅行環境まるごと整備計画及び補助事業に関わる要望書の作成、提出

指定市区町村、都道府県又は観光地域づくり法人（DMO）（※1）（以下「指定市区町村等」という。）が単独又は共同で特定観光地ごとに「旅行環境まるごと整備計画」を作成し、地方運輸局等を経由して観光庁に提出（※2）。（外部有識者の意見聴取の上、観光庁が支援対象とする計画を認定（※3））。同時に、指定市区町村等は整備計画に記載された補助対象事業者から事業毎に要望書を取りまとめ、地方運輸局等に提出。

※1 DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって指定市区町村の区域において事業を行うもの。

※2 「非常時情報発信機能の整備」、「外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備」を実施する場合、整備計画の作成は不要。

※3 以下の自治体等について優先的に採択します。

ア) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の進達に関する法律（仮称）」に基づく取り組みを重点施策とし、地域計画又は拠点計画が認定された地域

イ) 経済産業省が募集する自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化を進める「モニター自治体」に選定された自治体

2. 交付申請

観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議による承認の後、補助対象事業者は補助金交付申請書を地方運輸局等に提出。（交付決定）

※ 予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

○補助対象経費

1. 多言語観光案内標識の一体的整備

訪日外国人旅行者の周遊が容易になるよう、まちなかにおけるICTを活用した案内標識の整備やデザインを統一した多言語観光案内標識の整備に係る経費

2. 観光スポットの掲示物等の多言語化整備

観光地の代表的な観光スポットにおける訪日外国人を含む旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備に係る経費

※観光スポット：観光地を代表するものであること（商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場等を除く。）

3. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

訪日外国人旅行者への通信環境の提供を目的とする面的な無料公衆無線LANの整備に係る経費

4. 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末等による多言語対応
- ・キャッシュレス、免税対応環境の整備
- ・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化のための整備

※ 「多言語案内・翻訳用タブレット端末等による多言語対応」及び「キャッシュレス、免税対応環境の整備」の補助対象事業者については、地方公共団体、DMO、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人・団体が対象となります。

5. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

- ・和式便器の洋式化
- ・キャパシティ不足に伴う洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換・新設
- ・清潔機能向上整備・機能向上に資する設備の整備（温水洗浄便座の設置等）等

6. 観光スポットの段差の解消

高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポットにおける段差の解消の整備に係る経費

7. デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化

訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、既設のデジタルサイネージによる非常用情報発信のための機能の整備に要する経費

8. 外国人観光案内所の整備・改良 ※JNTO外国人観光案内所の認定取得が必要

- ・先進機能の整備（VR機器、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド、AIチャットBot）
- ・多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ（スマートフォン対応を含む）、コンテンツ作成）
- ・地域におけるコト消費促進のための環境整備
- ・外国人観光案内所の整備・改良、トイレ改修 等

9. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

- ・先進機能の整備（VR機器、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド、AIチャットBot）
- ・多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ（スマートフォン対応を含む）、コンテンツ作成）
- ・観光拠点情報・交流施設の整備・改良、トイレ改修 等

10. 手ぶら観光カウンターの機能向上

- ・駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける手ぶら観光カウンターの機能向上に要する経費。

11. 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

※JNTO外国人観光案内所の認定取得が必要

○多言語化における校正について

- ・本事業を活用して掲示物等の多言語化を実施する場合、翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が校正をすること。

通訳案内士へのご相談をご検討される場合はこちらをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000116.html

○申請に必要な書類

- ・旅行環境まるごと整備計画書
- ・要望書
- ・補助対象経費の算出根拠となる書類
- ・その他要望に必要な書類

○書類の提出先 最寄りの地方運輸局等